

輪島市監査公表第 37 号

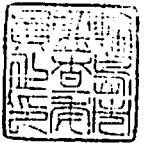
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、  
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成24年11月30日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



# 定期監査結果報告

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

## 2 監査実施日及び監査対象課

平成24年11月16日（金） 漆器商工課

## 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

## 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成24年度の監査資料（平成24年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成23年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

## 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○定住促進奨励金制度については、「広報わじま」や新聞への折り込みチラシ、ハローワークの企業ガイド等により各方面からの周知が行われているとのことである。今後においても長引く経済不況により雇用環境は厳しいものがあるが、既存企業の育成、企業誘致の促進、雇用対策の充実に向けて支援を行い定住人口の増加を図ることによって地域の活性化に資するよう努力されたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

なし